

平成 27 年 10 月 16 日

部会主任・学科長・専攻長・機構長・プログラム委員長 各位

総合文化研究科長・教養学部長

小川 桂一郎

平成 28 年度以降の非常勤講師謝金単価決定基準について

皆様ご存知のように、今年度から非常勤講師の謝金単価を改定いたしました。具体的にはこれまでの年齢別による基準を廃止し、実績・能力による基準に変更いたしました。

つきましては、来年度以降の非常勤講師の謝金単価について、本研究科・学部としての基本的な方針を下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

基本的には今年度と同じ方針です。今年度だけに適用される条項を削除し、下記のとおり新たに第 4 項を追加しました。第 1 項から第 3 項までは今年度と同じです。

記

1. 非常勤講師の謝金単価は基本的に 1 時間当たり 6,000 円(実験等の場合はその半額 3,000 円、以下同様)とする。
2. 担当科目について、特に高度な知識・経験を有する方(※)は、謝金単価を 8,000 円とすることができる。8,000 円の謝金単価を希望する場合、委嘱する部会・学科・専攻等は、その理由を文書で提出し、研究科長の承認を得なければならない。(書式は次ページ参照。)
3. 他大学等での教歴が委嘱開始時において 3 年未満の方、もしくは他大学等での教歴が 3 年以上あっても博士号を有しない方(いずれも本学で 1 年以上の教歴を有する方は除く)は、原則として謝金単価を 4,000 円とする。ただし、担当科目について、すでに高度な知識・経験を有する方の場合には 6,000 円、特に高度な知識・経験を有する方の場合には 8,000 円とすることができる。6,000 円あるいは 8,000 円の謝金単価を希望する場合、委嘱する部会・学科・専攻等は、その理由を文書で提出し研究科長の承認を得なければならない。
4. すでに謝金単価 8,000 円で非常勤講師を委嘱している方について、今後も継続して委嘱する場合は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、謝金単価を 8,000 円とする。

※「特に高度な知識・経験を有する方」について補足

首都圏にある他の国立大学法人の非常勤講師謝金単価が最高でも 6400 円、多くは最高で 6000 円未満であるという事情に鑑み、8000 円の単価が適用されるのはきわめて例外的なケースに限られる。8000 円の単価が適用されるのは、「特に高度な知識・経験を有すること」が広く社会的に認知されており、そのことが客観的に裏付けられること(たとえば社会的に評価の高い学術的な賞を受けているなど)を条件とする。

総合文化研究科長・教養学部長 殿

非常勤講師謝金単価についての要望

委嘱部会/学科/専攻等名	
非常勤講師名 (所属機関)	()
担当科目名 (開講課程)	(前期課程/後期課程/大学院)
委嘱年度	
1時間当たりの謝金単価	8,000円 6,000円 (該当項目に○をする)
要望理由	

*本様式は、(1)第2項で8,000円の謝金単価を希望する場合、(2)第3項で6,000円または8,000円の謝金単価を希望する場合に使用します。第1項・第4項・第5項に該当する方、及び第3項で4,000円を適用する方については、提出の必要はありません。

*提出先 教養学部等総務課人事チーム(内線 46276、E-mail;jinji.c@gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

【研究科長室記入欄】		
本件について	<input type="checkbox"/> 承認する	<input type="checkbox"/> 承認しない
決 定 日	_____年 _____月 _____日	